

# 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 ( 会 議 録 )

日時：平成20年8月28日(木)

午前9時30分から

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 小委員会の運営について  
公開・非公開について

5 協議事項について

(1) 地域自治区の設置に関する協議書（案）について

(2) 新市基本計画（第9章）・計画素案最終確認について

(3) 次回の検討事項について

6 その他

確認事項について

第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

7 閉 会

## 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	小島 利春	8. 委員	下別府 明
2. 〃	松元 朝則	9. 〃	坂下 実千代
3. 〃	入佐 廣登	10. 〃	竹之内 昭一
4. 〃	淵上 貞継	11. 〃	瀬戸口 美智子
5. 〃	種子田 與市	12. 〃	赤崎 峯雄
6. 〃	坂本 新平	13. 〃	見越 南州男
7. 〃	西岡 長成		

( 事務局 )

事務局次長兼総務グループリーダー	谷川 浩二	事務局員	馬場 倫代
計画グループリーダー	鶴水 義広	〃	楠元 いず美

( 専門部会・分科会・市町担当者 )

企画財政専門部会長	南崎 淳一郎	高原町総務課長	横山 安博
総務専門部会長	殿所 多美雄	高原町総務課係長	末永 恵治
財政分科会長	山口 恭史	野尻町総務企画課長	内村 明生
小林市地域振興課係長	藺牟田 英一	野尻町総務企画課主任主事	吉村 和仁
高原町まちづくり推進課長	高妻 経信		

( 欠席者 )

なし

以上 ( 敬称略 )

午前9時30分開会	
事務局	<p>皆様おはようございます。ご案内をいたしました時間になりましたので、ただいまから第8回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>会議に先立ちまして皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、会場の関係上、発言の際はマイクを使って発言していただくようお願いをいたします。</p> <p>まず、初めに本日の出席議員は13名です。小委員会設置規程によりまして、会議は成立していることをご報告申し上げます。</p>
委員長	<p>それではここで、入佐委員長にごあいさつをお願いいたします。</p> <p>それでは、皆さんおはようございます。大変早朝からご苦労さまでございます。もう本日、第8回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会ということで、もうほとんど終盤になってきたかと思えます。本日掲げてあります協議事項について、1から3番まで、地域自治区の設置に関する協議事項についてと、また、新市基本計画（第9章）の計画素案最終確認ということで、前回お渡しいたしました、それぞれ今回協議、出していきたいと思えます。ひとつ最後までよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、ここからは小委員会設置規程第6条によりまして、委員長に議事進行をお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、私の方で議事を進行してまいります。</p> <p>会議録署名委員につきましては、議長が指名することになっております。本日は小林市の種子田與市委員と野尻町の淵上貞継委員をお願いをいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。小委員会設置規程第6条によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただし委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開とすることでご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、本日は公開することにいたします。併せて、会議録についても公開することとさせていただきます。</p> <p>早速協議に入りたいと思えます。まず初めに、協議事項（1）地域自治区の設置に関する協議書（案）について協議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>後ほど新市基本計画（第9章）についても提案をいただく予定でありますので、地域自治区につきましては、午前10時30分を目処に協議を終了したいと思えます。事務局お願いいたします。</p> <p>おはようございます。資料の方をお開きいただきたいと思えますが、2ページ以降に地域自治区設置に関する協議書（案）についてということでお示ししておりますが、まず冒頭にちょっと訂正といえますか、字句の挿入方をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、4ページでございますが、4ページの第6条の方を下に見ていただきますと、4番の（2）のところでございますが、「職務上の義務違反その職たるに適しない非行があると認めるとき。」とありますが、この「職務上の義務違反その」の後に「義務違反その他その職たるに」ということで、「他」という字と、にんべんの「他」という字と「その」という字を「職」の前に入れて</p>

いただきたいと思います。「その他その職たるに適しない」ということをご  
ざいます。

それと、6ページでございますが、6ページの6番、上から見ていただいて  
6番の(2)のところでございます。ここも同じく「職務上の義務違反その他  
その職たるに適しない非行があると認めるとき。」ということで挿入方お願  
いいたします。申し訳ございません。

それでは、2ページの方に戻っていただきたいと思います。これまで小委員  
会の方で、皆様方の方で、高原町、野尻町域の地域自治組織のあり方について  
協議をいただいたところでございますが、その内容につきまして、協議書  
(案)としてまとめさせていただきましたので、読み上げてご説明にかえさせ  
ていただきます。

2ページにつきましては、前々回の小委員会でご確認をいただいているとこ  
ろでございますが、協議書との関連もございしますので、改めて読み上げをさせ  
ていただきます。

合併協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」調整方針(案)。

(1) 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し  
住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等  
に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併  
前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議に  
より定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項につ  
いては、別添の「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする。

(2) 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学  
校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織につ  
いては、設置するよう調整するものとする。

3ページをお開きください。地域自治区の設置に関する協議書(案)。

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併  
新法」という。)第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協  
議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項につ  
いて、下記のとおり定めるものとする。

記。(地域自治区の設置)第1条、合併新法第23条第1項の規定に基づ  
き、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原  
町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)第2条、地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野  
尻町とする。

(地域自治区の設置期間)第3条、地域自治区の設置期間は、合併の日から  
平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、  
合併新法第23条第1項又は地方自治法第202条の4に規定する地域自治区  
の設置の是非について、再度検討する。

(地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域)第4条、地域自治区の事  
務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。上の方から、位置、名  
称、所管区域とございます。小林市高原町西麓899番地、名称が小林市高原  
庁舎、所管区域、合併前の高原町の区域。小林市野尻町東麓1183番地2、  
名称、小林市野尻庁舎、所管区域、合併前の野尻町の区域。ここで、位置のと  
ころでございますが、それぞれ小林市高原町西麓、小林市野尻町東麓というこ  
とで、「大字」という2文字を抜いた形でここにはお示しをしております。こ  
れまでの小委員会では大字が入った形で今のところご確認をいただいたところ  
でございますが、現在、企画財政部会におきまして、町名、字名の取扱いにつ  
いて協議をいたしまして、首長幹事会におきまして、一応大字の2文字を削除  
する方向で確認をしているところでございます。そこで、この協議書(案)に

おきましても、大字の2文字を削除した形で、当小委員会でご確認をいただきたいと考えております。

次に移ります。

(地域自治区の事務所の所掌事務) 第5条、地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。(1) 総合支所の事務に関する事。(2) 第8条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関する事。

4ページです。(地域自治区の区長) 第6条、地域自治区の事務所に地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第3項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第24—条が抜けております、すみません。第24条第1項の規定により、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長(以下「区長」という。)を置く。

2、区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3、区長の任期は2年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。ここでは、区長の設置期間が2年間に限りということ、そして区長の任期は2年ということでございます。1期限りということになるわけでございますので、ただし書として、仮に区長が欠けた場合における後任の区長の任期について、前任者の残任期間ということをただし書として入れさせていただいたところでございます。

4、市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

5、区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、特段の配慮をもって、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする。

(地域自治区の区長の権限) 第7条、区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2、区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市(以下「市」という。)の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携(協働)を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会の設置) 第8条、地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織) 第9条、地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2、地域協議会の委員(以下「委員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者。(2) 学識経験を有する者。5ページです。(3) 公募による者。

(地域協議会の権限) 第10条、地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することができる。(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項。(2) 前号に掲げるもののほか、市長が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項。(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化(協働)に関する事項。

2、市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらか

<p>委員長</p> <p>松元委員</p>	<p>じめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項。(2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項。(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項。(4) 予算編成に関する重要事項。(5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項。(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。</p> <p>(地域協議会の委員の任期等) 第11条、委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2、委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。</p> <p>(地域協議会の会長及び副会長) 第12条、地域協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2、会長及び副会長は、委員の互選により選任する。</p> <p>3、会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>6ページです。5、会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。</p> <p>6、会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。</p> <p>(地域協議会の会議) 第13条、地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。</p> <p>2、定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。</p> <p>3、会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>4、会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>5、会議の議長は、会長が務めるものとする。</p> <p>6、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7、会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>8、会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。</p> <p>(その他) 第14条、この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。</p> <p>附則、この協議は、合併の日から施行する。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質疑があればお出しいただきたいと思っております。何かございませんか。松元委員。</p> <p>既に議論といいますか、いろいろ討議を重ねてきた内容なんですけども、4ページの第6条の5項、特段の配慮をもってという表現ですよ。これは、いろいろ受けとめ方があると思うんですけども、これは以前の小委員会のときに事務局が言っていた、口頭で言われたやつが、今回文書にこんななってるわけなんですけども、実際、報酬等審議会が審議する場合に、特段の配慮をもってという文言にどう解釈されるのか。皆そうお考えになりませんか。特段の配慮というのは、私たちが議論したのは、現在、小林市が須木村と合併して新しい小林市をつくって、それで副市長格という形で報酬をやっているわけですね。そん</p>
------------------------	---

	<p>なふうに、それとどう特段の配慮というの、そんなふうに見られるかもしれませんが、そこまでなくてもいいからという議論が、僕は大半だったと思ってんですけども、この文書、実際、報酬等審議会で決定していく場合に、ちょっと私は文言を考えなくていいかなというのをちょっと思いました。皆さんどうですかね。</p> <p>それともう一つ、第9条、地域協議会は、これ委員15人以内ということなんですけども、一方では、小林市のまちづくり指針に基づいて、小学校区を一応単位として、まちづくり委員会、あるいはまちづくり協議会みたいなやつをつくらうと、こう決めたわけですね。そうしますと、現在の高原町、野尻町でいきますと、小学校が4校ないし5校ですかね、ございます。そういう実際の実動部隊、これは私、今年私どもが特別委員会で視察研修をさせていただきました岐阜県の恵那市のコピーも皆さんにお渡しをさせていただきましたけども、ここのまちづくりというのは、協議会と、その下にある実際の協働参画を進めていくまちづくり委員会ないし協議会、名称はいろいろあると思うんですけども、そういうところがしっかり結びついて連動することが大事だと、そういうことを恵那市も配慮しながら、いろいろまちづくりを進められておったわけなんですけども。この15人以内の中に、その小学校区を単位とするまちづくり協議会みたいな、委員会みたいなのができたときに、その代表の方が入っていくということが私は大事ではないのかなという気がするんですが、(1)、(2)、次のページの(3)で、どうもそこがちょっと見当たらないんで、私はもう一つ加えた方が、より現実的にいいんじゃないかなという気がするんですが、その2点だけです。</p>
委員長	<p>ただいまの松元委員の方からございましたが、第6条の5番目の区長の報酬の額、その身分及び職責を踏まえ財政状況を考慮した上で、特段の配慮をもってということにありましたが、この件について、他の委員の方で何かご意見ありませんか。</p>
見越委員	<p>私もこの第6条のこの文言は、私は全く同感でございます。前段で財政状況云々というのもありますから、特段の配慮をもって、この字句を削除したらいいんじゃないかと思うんですよね。意味は十分通じるわけですから。これは余分じゃないかなと。その点だけ。</p>
委員長	<p>以上です。</p> <p>ただいま見越委員の方から、特段の配慮をもってというところを削除してはどうかという意見です。ほかに何かございませんか。この文言削除の形で、その方がいいでしょうか、どうでしょうか。じゃ削除ということで、事務局お願いいたします。</p>
松元委員	<p>それと、第9条の地域協議会、委員15人以内の組織ということで、先ほど松元委員の方からございましたが、学校校区とか、そういった一つの文言を入れるべきではないかと。1番、2番、3番の中にそういったのが詳しく入っていないということではありますが、この件について何かご質問ございませんか。</p> <p>合併協議に基づいて、このまちづくり委員会等をつくらうということをずっと決めてきたわけなんですけども、そういう意味からしますと、公共的団体と、そういうとらえ方ができるかなとは思いますが、実際進める段階で、(1)のところは公共的団体等が推薦する者というのあるんですけども、これだけではなかなか理解されない。公共的団体とは、一般的に今の状況で言えば、例えば県の関係もありますよね、あるいは農協もそういう公共的な団体とか解釈すればいろいろありますので、入れとった方がちょっと明確になるんじゃないかなと私は思うんですけども。前は10人というのを、やっぱり増やそう、15人にしようということで決めたわけですね。</p>
委員長	<p>ただいま松元委員の方からございましたが、1番の当該地域自治区の区域内の公共的団体等をこれを、公共的団体を、先ほどの話では学校校区ごとに何か</p>

<p>松元委員 委員長 松元委員 委員長 事務局</p>	<p>文言を入れてはどうかということでしょうか。4番目に……  公募の前に3番として入れて、3番を4に変えるとかいうぐらいの配慮をした方が分かりやすいと思います。  学校区ごとの推薦者と、そういった形ですね。  文言はどんなふうにした方がよろしいですかね。  はい、お願いします。  お答えいたします。地域協議会の委員の構成についてでございますが、これにつきましては、協議書ではこういった3つの要件を挙げているわけですが、実際には合併をいたしますと地域協議会の運営に関する規則等を定めてまいります。その中で、具体的に15人の委員の割振りというのを何人ずつにしていくなかというものを規定をいたします。その中で、松元委員がおっしゃいますまちづくり委員会というのが、合併時にすべて設立をされていれば、確実にそこから推薦をいただくという形がとれるわけですが、実際には、合併をしましてから、地域住民の方々と各団体等とも協議をしながら設立を進めていくという状況になろうかと思っておりますので、合併当初の段階で、すべての地区から推薦をそれぞれいただくということは少し難しいのかなとも思っておりますので、まちづくり委員会の推薦する者というのが(3)という形でありますと、そこから必ず推薦をしなければならないという、何人推薦するのかなという規定が運営規則上出てまいりますので、1つの方法としましては、先ほどありました(1)の公共的団体等の後にまちづくり委員会、公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者という形であれば、公共的団体を含んだところで、合併当初はその割振りを設定をいたしまして、まちづくり委員会が設立されれば、委員の改選時、あるいは合併当初にできている地域については、そのまちづくり委員会から推薦をいただくことも可能になるんじゃないかと考えております。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>以上です。  ただいま事務局の方からございましたが、赤崎委員、どうぞ。  赤崎ですが、今の件について、気持ちは十分分かりますけれども、この項目、3項目について限定的に細かく仕分けをしますと、どうしても素材、人材のばらつきの問題やら、それぞれの旧市町の実態があるだろうと思うんですよ。そういう意味で、自由闊達な人材の掘り起こしと交流の求められる部分もあるので、あまり細やかにここを規定すると、その辺が窮屈になってくるという意味で、できたら今の原文のままの方がかえっていいんじゃないかなと。それで十分、先ほどご提案いただいております趣旨の部分は反映できるだろうし、また、それを見落とすはずがないというふうにも考えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上です。  先ほどの松元委員の質問に対して、事務局の方から、1番目の公共的まちづくり委員会団体等という、入れてはどうかという意見、事務局の、及びですね、はい。(発言する者あり)という意見と、また、先ほど赤崎委員の方から、もう原文のままの方がいいのではないかと。細かくしては、ちょっとまだまだ合併に向けていろいろ難しい面があるんじゃないかということではありますが、どうでしょうか、ほかに委員の方で質問ございませんか。瀬戸口委員。</p>
<p>瀬戸口委員</p>	<p>地域協議会ができて、その下にまちづくり協議会をつくっていくという考えがあるのであれば、できて必ず、まちづくり協議会というのが、ちゃんとしっかりしたものができていってほしいという願いもあるので、その、先ほど事務局の方が言われたように、及びという形で入れていただいた方がはっきりしていいんじゃないかなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、「及びまちづくり委員会」という形で入れた方がいいのではないかと意見でございましたが、どうでしょうか。こんな形でよろしいでしょうか。種子田委員。</p>

種子田委員	調整案の中にまちづくりが出ておりますので、その整合性を持って、ただいま「及びまちづくり」は入れていただきたいと、このように思います。
委員長	そのとおり「及び」ということを入れまして、まちづくり委員会ということで入れさせていただきます。ほかに何かございませんか。赤崎委員。
赤崎委員	先ほど提案のときに、谷川リーダーがご案内いただきました中で、これは文言、表現の部分だと思うんですが、10条ですね。10条の2号と3号で、リーダーは市長と呼ばれましたね。ここは市と書いていますね。ここ表現。リーダー、市長と呼ばれましたね。ここ市長ですね。脱字の問題ですね。5ページの10条の(2)と(3)、市となっていますね、これ市長と置きかえるんですね。
事務局	すみません。市です。(「市でいいんですか、市でいいんですね」と呼ぶ者あり) 申し訳ございません。読み間違いでございます。
赤崎委員	市でいいんですね。3号も市でいいんですね。(「はい」と呼ぶ者あり) はい、分かりました。
委員長	市でいいということであります。ほかにございませんか。はい。
小島副委員長	11条に費用弁償のことが書いてあるんですが、これは前も聞いたけど、私の聞き違いか、よう分かりませんが、須木地区の11番を見ると費用を弁償する。ただし、会議に伴う費用弁償は支給しない。ここはしないですね。ところが、日額を支給するとともに、費用を弁償するとあるんですが、須木地区の方々から、ここはいろいろ整合性があるんで、できるだけあまり変わらなくて、文言も見やすいようにしてもらった方がいいというのがあったんですよ。だから、ここで費用を弁償すると、費用弁償はしないと、支給しないとあるんですが、この違いはどうなったとですかね、ちょっと確認の意味も含めて。
委員長	事務局お願いします。
事務局	小委員会の以前の資料の中で、会議の出席における費用弁償は支給しないと申し上げましたのは、現在のここにあります非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の中では、いわゆる地域協議会委員が視察研修等に行かれる場合の旅費、いわゆる費用弁償については支給をされておりますが、地域協議会の会議に係る部分については、この条例に基づいて支給をされていないという実態でございます。そのことから、この報酬及び費用弁償条例に基づいて、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償するという事は、いわゆる費用弁償については、旅費、視察研修等の市外県外に行かれる場合のみが支給をされるという内容でございます。(「中身は一緒ということですね」と呼ぶ者あり) 中身は同じことでございます。
小島副委員長	文面を見ると、そういうふうに普通の人たちは勘違いするんで、同じ文面でもいいんじゃないかと思ったもんですから。はい、分かりました。
委員長	ほかにございませんか。
委員長	[「なし」と呼ぶ者あり]
委員長	それでは、地域自治区の設置に関する協議書(案)については、原案のとおりご確認いただいたものとさせていただきます。 ここで、10分間ほど休憩をいたしたいと思います。
	午前10時08分休憩～午前10時20分再開
委員長	会議を開きます。 次に、協議事項(2)新市基本計画(第9章)について協議いたします。これにつきましては、前回、企画財政部会より提案がありましたので、早速ご意見、ご質疑があればお出しいただきたいと思います。 事務局の方から、その前にちょっと修正があるということでもありますので、事務局お願いします。

南崎企画財政部会長

それでは、企画財政部会の南崎です。私の方から説明をさせていただきたいと思えます。

全体のシミュレーションにつきましては、前回、どういった趣旨で策定をしたのか、細かい積上げをどうやったのか説明を申し上げたわけですが、新市基本計画の中間検討案という第9章ですが、右の上の方に修正案というふうになってると思えます。それを見ていただきたいと思います、その中で、今回修正をかけた部分について網かけがしてありますので、その部分について、なぜ修正を加えたのかということの説明させていただきたいと思えます。

まず、2ページでございますけども、よろしいでしょうか。2ページの左上の方の⑤番、地方債のところ、「合併推進債については、50億円を見込みました。」というところを削るようにはしておりますが、これは、3ページの方に財政支援として合併推進債というのを、やはり推進債も大きな財政支援の一つでございますので、ここに大きくまた項目を新たに設けたということでございます。それで、ここの中で詳しく入れておりますので、左上の方は省かせていただいたということでございます。

それから、3ページの合併推進債でございますが、今、先ほど言いましたように、財政支援の一つでございますので、ここに挙げた方がいいだろうということで、つけ加えさせていただきました。これをちょっと読まさせていただきますと、「新市基本計画に基づいて行う事業について、合併推進債を財源（事業費の90%）」、これは充当率のことです。「とすることができ、元利償還金の40%が普通交付税で措置されることから、10年間で50億円を見込んでいます。ただし、他に普通交付税算入率が高いなど有利な起債がある場合には、振替も想定されます。」というふうに入れておりますが、合併特例債としますと、充当率、それから交付税の元利償還率、これ等も若干下がってきております。ですから、50億円をシミュレーションで見込んでおるわけでございますが、この40%というのは過疎債等より低い算入率でございます。ですから、その事業内容によっては、算入率の高いのが同じ事業で使えるのであれば、そっちの方をした方が、財政運営上からももちろん有利なわけでございますので、こういった表現を使わせていただいたということでございます。

それから、その下の県補助金の財政支援措置でございますが、これは、補助金を除いて県の財政支援措置と。補助金だけに限らず交付金とか、いろいろ総称して補助金ということで使ったりするんですが、ちょっと誤解を招くといけませんので、県の財政支援措置ということで、ここは補助金を消すようにしております。

そして、中に「基本計画に基づいて行う事業費等について、市町村の合併支援交付金として3年間で3億円が交付されます。」というふうに挙げておりますが、前の文言については、合併支援交付金ということで十分中身が充足されますので、前のところはそのまま、ここは修正をかけてません。その下の3年間というのを消すようにしておりますが、これは、県の交付要綱でいきますと5年間というふうになっております。我々の計画としましては3年間で計画をしたんですが、県の交付要綱が5年間になっておりますので、県の都合等で3年間で交付がもしなされないときが、ちょっとこれと一致しませんので、一応3年間というのを除かせていただいたということでございます。

それから、4ページでございますが、4ページの人件費のところ、ずっと「合併に」というところから「削減効果を見込みました。」というところまで線を引いておりますけども、こちらの委員会では、自治区長をどうするかということは皆さんで協議をいただき、決定を見たわけでございますけども、議会議員の方が、今日も協議をされておるんだろうと思えますが、今日決定を見ますならば、その決定に従って、また人件費の算定を、もし我々がシミュレーションでしたのと違った場合は、またそれで再計算をし直すということも可能

山口財政分科会長	<p>であるわけでございますが、決定を見なかった場合は、9月1日に県に事前協議をしなくてはなりません。だから、その関係でいきますと、この表現はもう除いての方がいいんじゃないかということで削除させてもらっております。</p> <p>この基本計画については以上ですが、事前にまたちょっと差替えのシミュレーションの資料があったと思いますけども、それについて説明をいたします。</p> <p>財政分科会の山口と言います。よろしくお願いたします。先週提案させていただいた後に、勉強会等でシミュレーションのA3のこういう用紙を1枚だけお配りしてると思うんですが、そのことについて説明させていただきます。</p> <p>1枚紙は、3市町合計の非合併財政シミュレーションの合併しない場合の表になりますが、差替え前でいきますと、歳入の一番下の方、地方債のところですが、合併特例債と小計のところに数字が挙がっております。非合併の場合は投資余力を計算しますので、地方債については臨時財政対策債しか見ておりません。特例債に、平成20年で言いますと23614698という数字が入っております。それが足された形で小計に24293698というふうに数字が上がっておるんですが、これについては間違いですので、ここを削除した形で差替えのものをつくっております。ただし、この数字は一番下の合計の方には反映しておりませんので、歳入歳出の計算としては影響を及ぼしていないので、合計のところは変わりません。その地方債の内訳のところが変わるだけですので、その部分の差替えということでよろしくお願いたします。</p>
南崎企画財政部会長 委員長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から、削除または説明がございましたが、一応持ち帰って検討されたかと思いますが、何かこれに対しまして質問をお伺いいたします。淵上委員。</p>
淵上委員	<p>資料のシミュレーションの小林市、高原町、野尻町合併に関する財政シミュレーション、このいろいろな説明の中の5ページなんですけれども、5ページの下の方の非合併と合併における投資余力の比較ですね。これについて、事務局の方にお聞きしたいと思いますけれども、この表を見ますと、大変合併したときの効果は出ているわけなんですけれども、この中の、まず非合併の方なんですけれども……</p>
委員長 淵上委員	<p>淵上委員、ちょっと資料をまだ皆そろっておりませんので。</p> <p>合併シミュレーションの1週間前のときいただいた資料なんですけど、いろいろシミュレーションをつくるための、どういったのをもとに基礎データの中で基準を持たれたかという説明書だと。よろしいでしょうか。</p> <p>5ページの真ん中から下段の方になりますけれども、非合併と合併における投資余力の比較ということの下の方の表なんですけれども、これ非常にシミュレーションを見せていただきましたけれども、なかなかシミュレーションにおいては基準とか、いろいろ予想される、なかなか難しい面もあるということの説明を受けたところなんですけれども、これによりまして、合併の効果というのは出るようになっているということで、非合併と合併においては36億6,900万円ですか、そういった開きが出ているわけなんですけれども。</p> <p>まず、非合併の方が、10年スパンの中の前半の5年間で26億5,400万、そして後半の5年間におきますと27億7,900万ということで、プラスの1億2,500万円ほどに投資余力がなっているわけなんですけれども、下の方の合併を見ますと、前半の5年間で46億8,000万で、後半になりまして44億2,200万、2億5,800万の減となっているわけなんですけれども、これはいろいろ前にやります平成22年度に2町の退職金の積立金、これをその22年度に算入されるということでした。これもかなりの金額がありますし、それと、後半の5年間は激変緩和措置による、こういったあれがあるのか、その辺の非合併と合併のそういった投資余力の動向と申しますか、その違</p>

委員長	<p>いをまずできたらお聞きしたいと思います。</p> <p>それと、それに付随して、非合併のシミュレーションが3市町で出てるわけですけど、これはもうそれぞれの自治体の合併しなかったときのシミュレーションの積上げがなっている、当然なっているわけで、その3市町の合併しなかったときのシミュレーションは提示していただけないものか、そこ2点をお聞きしたいと思います。</p>
山口財政分科会長	<p>ただいま淵上委員の方からございましたが、5ページの非合併と合併における投資余力の比較についてであります。1点と、各市町の合併、非合併のシミュレーション、できているのかということでもあります。どんなでしょうか。</p>
南崎企画財政部会長	<p>5ページのその投資余力の比較のところですが、先ほど言われた、まず退職金の件、平成22年度で歳入がありますという話は、歳入で受けまして、そのまま積み立てるという形で今処理していますので、投資余力には出てきません。なので、影響はないと思います。</p> <p>それと、この合併の場合の投資余力が下がる要因ですが、大きなものとしては、普通交付税が平成27年度から一本算定に向かって段階的に歳入が落ちていきますので、当然一般財源が落ちることが大きな要因だと思われまます。非合併の方が若干上がってますが、これについては特段理由はないと思います。もちろんいろんな経費が落ちていたり、伸びるものもあったりということで、そのいろんな要因の中で出てきてる数字で、特段これという要因はないんじゃないかなと思います。</p>
淵上委員	<p>それから、3市町が合併しなかった場合、その単独でいった場合のそれぞれの今後のシミュレーションはないのかというようなご質問だったと思いますが、当然このシミュレーションをするときに、それぞれの市町が単独でいった場合どうなるのかというシミュレーションはいたしております。それで、その辺のところの資料をとというようにございましたが、合併をする以前に住民説明会等で、しなかった場合にどうなるのかという財政説明があったと思います。その辺のところがありましたものですから、我々が出したものと、その辺がどうなのか。よくよく分析をして出さないと、いろんな誤解を招くんじやないかと。ですから、慎重に、そういう要望があれば慎重に協議をさせていただいて、もし出した方がよかろうということであれば出させていただきますけれども、いろんなこと、影響を考えるものですから、今回は控えさせていただいたというのが現状です。</p>
南崎企画財政部会長	<p>今ご回答いただいたところですけど、そういったことで、どっちみち財政論、大変今厳しい中で、私は前から言いますように、絶対合併を成功させなければいけないと考えておりますので、そういったことで、いろいろ住民の理解とかですか、そういったことを得る中においても、そういった合併論議なんかが出てきたときのそれとして、事務方の方でそこ辺を十分検討されて、できたらその資料をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしておきます。</p>
委員長 松元委員	<p>今言われたことは十分認識をいたしまして、検討させていただきたいと思いますが、先ほども言いましたように、数字等で出した場合に、全部一人一人に詳しい内容の説明をして、それを認識した上でその数値を見ていただければ、すぐお渡ししていいんですが、短絡的に数値だけ見られて、それで全体像を押さえていただいているいろいろ考えていただくと大変なことになりますので、今おっしゃった、淵上委員さんのおっしゃったことは十分分かりましたので、検討させていただきたいと思います。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>この新市基本計画の中間検討案（第9章）、修正案で質問しますけども、前回の小委員会では一応説明にとどめられたということで、私、後でちょこっと意見を申し上げましたが、引き続き延長線上で質問させていただきます。</p>

	<p>要するに、この財政計画の策定方法は、普通会計ベースで策定をしたということで、なんですけども、ご承知のとおり、今年度から国の方針が変わりまして、特別会計全部含めた決算をなさないと、こうなってますよね。どこの3市町も決算をその手法に、財政健全化法の手法に基づいて出されるんだろうと思ってますが、それでいきますと、できれば、私はどこか別個、そこら辺も、うたっとく必要はないのかなと。</p> <p>この前は若干説明されて、この普通会計ベースを厳しい中身で書いてるんですけども、それに基づいて特別会計の方も考慮していくというようなお話をされたんですけども、今日のこの状況を見ていくときに、それぞれ3市町、今日までいろんな事業を特別会計でされてきてるわけですね。手前のというか、小林市の状況をいきますと、市民病院を約53億ということで、実態としては、それよりも入札関係で減るのかなとは思いますが、それにしても巨額投じて、西諸の中核病院の任務を果たそうとしているわけですね。こういう等々を考えていきますと、大変私は厳しい状況をこれから迎えると思ってます。そういうことを考慮したときに、その特別会計の関係も細かい数字を出す必要はないんじゃないでしょうか、一定の考え方なるものを私は出すべきではないのかなと思うんですけども。皆さんどうでしょうかね。</p>
<p>委員長 南崎企画財政部長</p>	<p>事務局。</p> <p>今、松元委員さんの方からありましたように、健全化法が施行されまして、今年が公表、来年度から実施ということになります。もちろん今おっしゃったように、特別会計、それから一部事務組合、第三セクター、そういったものは、すべて関連をしてくるわけでございます。そういった中で、普通会計だけじゃなくて、全体的に見ていかないと、市の財政というのは図れないんじゃないかと。夕張市等の教訓にしまして、そういうこと、法律が変わったわけでございます。</p> <p>ですから、ここのページでいきますと、歳出の補助費等に市民病院の繰り出しがなくなってまいりますし、繰出金は公共下水道事業とか、特別会計の繰り出しがここに出てくるわけでございますが、今おっしゃったような総括的な健全化法との絡み、そういったことは十分必要でございますので、それを全体の中で、普通会計じゃなくて、特別会計、そういった全体の会計も考慮したところで、この財政計画をうまくやっていくんですよということのための言葉をちょっと事務局の方で検討させていただいて、挿入させていただきたいというふうに思います。</p>
<p>委員長 松元委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>これは、前回の協議会の中で皆さん既に確認済みですけども、地方債の状況が現況調査でも出ましたよね。ここを見ていきますと、例えば地方債現在高が396億、あと債務負担も、これもそうですし、当然自治体が支払うべきものですし、あと特別会計も出ました。特別会計が107億、そして企業会計が約32億、33億、こういう、これ以外に出てない数字があるんですよ、実態は。小野高のし尿処理の関係、これは出てますかね。出てる。出てないでしょう。これ出てませんよね。それから、美化センターのやつもありますよね。そういう出てない数字があるんですよ。</p> <p>だから、これを含めていきますと、私は普通会計、一般会計と特別会計を全部足しますと、恐らく、もう一つさっき言いました小林市立市民病院、これがまだ入ってきます。出されたやつは、18年度のシミュレーションで推計で出されてますので、これからまだ起債が増えてきますので、合わせますと、私は578、600近く私はなるんじゃないかなと思う。ここは無視するわけにはいかない。だから、一方を是非挙げるべきだと言ってるのはそこら辺です。私はずっと一貫して財政問題を言ってきたのは、そういう問題がありますので、ここんとこは厳粛に見つめていかないと、大変なことになっていく可能性</p>

委員長	<p>をはらんでると、そんなふうな表現の方がいいと思いますので、私は心配しますので申し上げたということです。</p>
南崎企画財政部会長	<p>ただいま松元委員の方からございましたが、確かにまだ、より以上起債が増えるという状況にあります。事務局の方でちょっとそこら辺。</p> <p>今、松元委員さんの方から出てました、小野高、それから美化センター等については、企画財政部会が出した財産のところには出てないんですが、ほかの部会の一部事務組合ですか、の状況、ここで現況調書ということで出しております。そして、普通会計の方の我々の今出してるシミュレーションにつきましては、負担金というような形で挙がっているわけでございます。そういったこともありますが、将来のことを考えたときに、将来負担比率というのは、当然そういった、今後負担を強いられるといいますか、負担していかなければいけない部分等も算入していかなければいけないわけですから、当然そういったことを考えるわけでございまして、その全体のその文言の中に、そういったことも含めたところで加えさせていただきたいというふうに思います。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>ご質疑もないようですので、新市基本計画（第9章）については——赤崎委員。</p>
赤崎委員	<p>直接関係するのかどうか分かりませんが、その点お許しいただきながら、補助金等の問題について、現状の中で、かねて気づいているようなことについてちょっと意見を述べさせていただきます。農林商工、社会教育等々、幅広い中で補助金関係の窓口が複雑に絡んでおるのかなと、そういうように考えておりますが、これらの団体の中で、みずからの受益者負担の原則を踏まえながら、経済的、予算的理由によって、十分にその活動目的を達成できていない状況の団体も現実にあるというふうに見受けております。そういったときに、財政縮減のための補助金等の削減ももちろん大事なことでございますし、今当局の方で鋭意ご苦労いただいている状況も本当につぶさに理解いたしておりますが、ややもすると、これが一律削減の手法のもとで、それぞれの団体に一律に削減の負荷がかかってきて、重しがきいてきておるといふ実態もございます。</p> <p>そういったところ辺について、僕たち素人の立場から見ると、めり張りをつけながら、また、時として関係、そういった窓口団体の外部評価等も踏まえながら、地域に貢献度がどうなのか、そういった側面から適切な評価等ができれば、そういったところには大いにつき込んでいただく。そして、甘んじて、そういった甘い汁の中で営みを進めておるような団体については厳しさを持って対応するとか、そういったような、関係団体に限って言いますと、そういっためり張りの部分について、行政の方から特段のご理解とご支援をいただくというのは、地域の関係団体の振興に非常に寄与していくんじゃないかなと、そういうふうにご考えております。特に文化、教育的な面から考えますと、この地域の落込みの部分かなと思っておりますので、そういったことについて、一部かねて感じておることの一端を述べさせていただきたいと。別に回答は必要ございません。</p>
委員長	<p>以上です。</p> <p>ただいま赤崎委員の方からございましたが、補助金についてですが、大変厳しい財政状況の中で、執行部側としては大変でしょうけども、ひとつ考慮していただいて、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質疑もないようですので、新市基本計画（第9章）については、原案のとおり確認いただくことでよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員長	<p>それでは、新市基本計画（第9章）については、原案のとおり確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、協議事項（3）次回の検討事項について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、次回の検討事項についてご説明させていただきます。</p> <p>新市基本計画につきましては、前回8月8日、第6回の序章から8章の確認に続きまして、本日、第9章の方を確認いただきましたので、今後のスケジュールを少し申し上げたいと思いますが、A4判の1枚紙で、本日お配りした資料でございますが、新市基本計画策定スケジュールというのをご覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>これによりますと、一番上は8月12日（発言する者あり）では、引き続き説明させていただきます。一番上が8月12日、県との事前協議と書いてございますが、これにつきましては、序章から8章が小委員会で承認されたということをもちまして、県との事前協議を開始したということでございます。</p> <p>2つ目、本日の小委員会におきまして第9章を確認いただきましたので、素案といたしましては、素案すべてが確認されたものと思っております。</p> <p>そして、県との事前協議の方を進めてまいりまして、9月の11日までには県とやりとりしながら、素案に対しての修正意見等を1項目ずつ、文言等の修正が主でございますが、つぶしていきまして、11日の段階では県から回答をいただいて、修正意見なしという回答いただきまして、計画原案という形に持っていこうと考えております。</p> <p>その後、計画原案確定いたしました段階で、次回、9月18日の第9回の小委員会におきまして、原案の提案と確認をお願いいたしまして、併せて概要版の確認と。</p> <p>続きまして、9月25日の第7回の協議会におきまして、同じように計画原案の提案・確認、概要版の確認ということで、それを受けまして、9月26日に県との正式協議を基本計画案ということで行いまして、10月の10日前後には県より回答をいただきまして、基本計画に対する回答が同意ということになりますと、基本計画の決定ということになります。</p> <p>その後、印刷発注、納品等受けまして、10月の第8回の協議会におきまして、概要版等を皆様にお示しできると思っております。</p> <p>今のスケジュールによりまして、県との事前協議を行いますので、その事前協議の終わりました計画原案を次回の小委員会においてご確認をいただく予定にいたしております。</p> <p>次回の検討事項につきましては以上でございますが、ここで、小委員会の中間報告書につきまして、事務局次長の谷川の方からご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それぞれ今週の月曜日でございましたか、1市2町の勉強会をされるということで、その際に今回の小委員会資料と併せまして、本日午後の協議会で委員長よりご報告をいただく小委員会中間報告書という物をお配りをさせていただいたところでございます。右肩の方に資料3ということで振ってございます。これにつきましては、本日午後の協議会で委員長の方で読み上げをいただきながらご報告をいただくことになろうかと思っております。</p> <p>前回の小委員会から1週間足らずの中でまとめました中間報告でございますので、いろいろと皆様方がご覧になって、お気づきの点もあろうかと思っておりますが、そういった修正を反映する時間がなかったということで、大変申し訳ございませんがご了承いただきたいと思っております。もしお気づきの点等がございましたら、またお知らせいただきたいと思っておりますし、また、修正すべき点は9月末の協議会で最終報告をすることになりますので、その際に反映をするようにしたいと考えております。</p>

それで、この報告書の1ページのところなんですけれども、一番上の方に、小委員会における検討経過及び結果の中間報告とございまして、この4行目でございますが、「協議会小委員会設置規程第11条の規程により中間報告します。」とあるんですが、この「11条の規程」のところ、のぎへの「程」になっておりますけれども、これは定めるといふ方の「定」の間違いでございます。申し訳ございませんが、修正方をお願いをいたします。

そして、2ページの方では、先ほど協議書案をご確認いただいて、修正等をしていただいたわけですが、この3番のところ、に地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域がございまして。この段階では、前回の小委員会までは、位置のところの住所表示が小林市高原町大字西麓、小林市野尻町大字東麓ということで、「大字」が入った状態になっております。これにつきましては、本日削除する形でご確認いただいたということでございまして、午後の委員長報告の中でも、その点に触れていただければありがたいと思っております。

それと、先ほどご指摘をいただきました6番の地域自治区の区長の選任のところでございますが、ここにいろいろとそれぞれご意見ある中で、区長の設置についてご確認をいただいたわけですが、その区長を設置する趣旨等について、ここに記しております。その中で、下から2行目でございますが、先ほどご指摘いただきました「財政状況等を考慮した上で、特段の配慮をもって」と、この部分が本日削除ということになりましたので、その点も併せてご報告をいただきたいと考えております。

以下、それぞれこれまでにご確認をいただいたんですが、あと5ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、5ページのところで総合支所の機能について触れております。それで、下の方に総合支所と地域協議会の組織イメージということをお示しをしておりますが、これが小委員会の資料の段階では、須木庁舎をモデルとして現状でのイメージという表示をしておりましたので、下の方のイメージ図の総合支所の区長のところ、ここの下が今回の報告書では、地域振興部門、住民生活部門、地域整備部門という形で表現をしております。これにつきましては、小委員会の検討過程では、住民生活、あるいは福祉・保健部門というような表現、あるいは地域整備のところは農林水産ですとか、商工観光ですとか、そういった表現で入っていたかと思っておりますが、6ページの方で合併後の組織の概要を整理しておりますので、ここと表現を統一をさせていただいたということでご了承をいただきたいと思っております。

今後、このイメージ図、あるいは合併後の組織の概要に基づきまして、総合支所の機能等について、行政人事、分科会、あるいは総務部会の方で、組織、機能、あるいは組織図等について検討されていくことになろうかと考えております。

それから、8ページ以降に、検討経過における主な意見ということで、皆様方からたくさんのご意見をいただいたわけですが、スペースの関係で事務局の方で要約をさせていただく形で掲載をさせていただいております。いろいろとお話しいただく中のごく一部分だけを要約をしておりますので、皆様方がご発言された内容と若干趣旨が違う点もあるのかなと思っておりますけれども、もしそういった点がございましたら、またご指摘をいただきたいと考えております。

このいただいたご意見等につきましては、本日午後の協議会の折に、また協議会だよりも配られますけれども、その中でもできるだけ詳細に、特に小委員会での検討事項というのは重要な事項でもございましたので、できるだけ皆様方のご意見を掲載をさせていただく形で編集をいたしておりますので、またご確認をいただければありがたいと思っております。

以上、長くなりましたが、よろしくお願ひいたします。

ただいまの説明についてご質問、ご質疑を受けたいと思っております。何かござい

委員長

松元委員	<p>ませんか。今日午後、中間報告として私の方で報告させていただきますが。松元委員。</p> <p>委員長、せっかくでしたら、先ほど、今日のやつも、事務局の方は2ページのところで言ういただければということだから、3ページの10番ですよね、ここもそのようにつけ加えて報告された方が。事務局と相談して。</p>
委員長	<p>はい、分かりました。ほかにございせんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、ご意見、ご質疑もないようですので、以上で協議を終わらせていただきたいと思います。中間報告につきましては、以上のように報告させていただきます。</p> <p>それでは、議長の座をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>入佐委員長、ありがとうございました。ここで確認事項について事務局よりご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の7ページでございますが、先ほどお話いたしました新市基本計画策定スケジュールの説明とかぶるわけでございますが、第9回の小委員会の開催についてでございます。9月18日木曜日の午後6時から小林市役所4階大会議室で開催ということでよろしくお願ひしたいと思います。今の件についてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の小委員会の方を終わらせていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">午前11時05分閉会</p>

会議録署名委員 種子田 與市

会議録署名委員 淵上 貞継